

里地里山めぐりマップ作成業務委託仕様書

1 業務の目的

農山村地域での交流人口の拡大や、地域の活力の創出に向け、「守りたい秋田の里地里山 50」認定地域のほか、周辺の農泊施設（農家民宿、農家レストラン等）や道の駅、農産物直売所、観光スポット等を組み合わせたモデルコース等を紹介するマップを作成する。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）までとします。

3 委託業務の内容

上記 1 の目的を達成するためのマップの作成。

（1）基本方針

以下の基本方針を踏まえて、作成すること。

- ① 「守りたい秋田の里地里山 50」をメインコンテンツとし、様々な施設等を組み合わせたマップとすること。
- ② メインターゲットは、家族連れ及び学生を想定しているが、誰でも、「守りたい秋田の里地里山 50」に気軽に訪れてもらえるようなコース設定とし、専門家（観光協会やDMO等）、一般県民（家族連れ、学生等）からの意見やアドバイスを取り入れること。
- ③ 通年で活用できる内容とし、季節や期間に応じてのイベントや体験情報も併せて掲載すること。
- ④ 写真やイラストを活用し、「行ってみたい」という意欲をかき立てる工夫を凝らすこと。
- ⑤ 紹介するスポットや施設等については、営業時間や駐車場の有無等の最新の施設情報を可能な限り紹介すること。
- ⑥ 飲食店情報や宿泊施設を紹介する場合は、原則として、農家民宿や農家レストランとすること。ただし、「守りたい秋田の里地里山 50」認定地域周辺に農家民宿や農家レストランがない場合はこの限りではない。

（2）マップの作成

① 企画・作成

パンフレットの作成に必要な企画、取材、撮影、記事編集、デザイン、構成等の業務を行うこととし、掲載する写真については、原則として受託者が収集・保持しているものを使用すること。

② マップの名称

受託者からの提案とし、協議の上、決定する。

③ 掲載内容

ア 必須事項

マップには、下記イ～エの記事を掲載するものとする。

イ 「守りたい秋田の里地里山50」の紹介

「守りたい秋田の里地里山50」認定地域（53地域）及び概要について、QRコード等を用いて掲載すること。

ウ モデルコースの紹介

日帰り、1泊2日のコースを計3コース程度設定し、周辺施設との組み合わせによるモデルコースを作成し、紹介すること。各モデルコースのスタート地点とゴール地点は、受託者において任意に設定するものとする。

- ・原則として、全てのモデルコースに「守りたい秋田の里地里山50」認定地域が2回以上登場するようにすること。（移動による単なる通過は回数に含まない。）
- ・モデルコースごとに家族連れや学生などの若い世代の興味関心ポイントを盛り込むこと。
- ・モデルコースのうち一つ以上は農家民宿への宿泊プランとすること。
- ・モデルコースのうち一つ以上は、温泉やサウナに関する体験（日帰り温泉、日帰りサウナ等）が登場するプランとすること。
- ・モデルコースのほか、当該モデルコースの周辺情報や関連するトピックス等の情報を合わせて紹介すること。

※モデルコースはあくまでも里地里山地域をめぐる一例として紹介するものであり、当該周辺情報を活用することにより、状況や好みに合わせて自分でコースをアレンジできるようにすること。

エ 特集記事

- ・既存の取組である、「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクールや、「守りたい秋田の里地里山カード」といったコンテンツを特集記事として掲載することとする。

④ マップの規格

サイズは、A3判（四つ折り）とするが、協議の上、決定することとする。

⑤ 校正

納品前に2回以上行うものとする。

（3）その他

- ・上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- ・委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

4 成果品

業務完了報告書に以下を添付の上、成果品として提出すること。

- ・マップの版下データ（PDF及び再編可能なデータ）
- ・本業務により撮影及び入手した画像データ

※ 本業務に基づく創作物の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

5 その他の提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・ 着手届
 - ・ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後に速やかに提出するもの
 - ・ 業務完了報告書
 - ・ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

7 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。